

平成27年6月10日
バンコク産業情報センター
中野 秀紀

一般調査報告書

模倣品対策について～タイを中心として

愛知県バンコク産業情報センターは、設立から1年が経ち、多くの企業進出相談、販路開拓等を受けていますが、その中で、興味深い進出の相談を受けました。

その相談企業は、現在、愛知県内で同社の収益の柱となる重要な製品Aを生産しており、今後、販路拡大を目指して、タイに同製品を含んだ販売拠点を設置したいとの意向をお持ちでした。

ここまでは通常の企業進出相談と変わりはないのですが、当該企業は、進出を前に、必要に応じて知的所有権（商標権等）を取得してから拠点設置したいとの意向を持っている点が他社と違うところでした。

つまり、今後アセアンで同社の戦略上重要な製品を展開するにあたり、まずは知的財産をしっかり押さえておくことが重要であるとの認識でした。

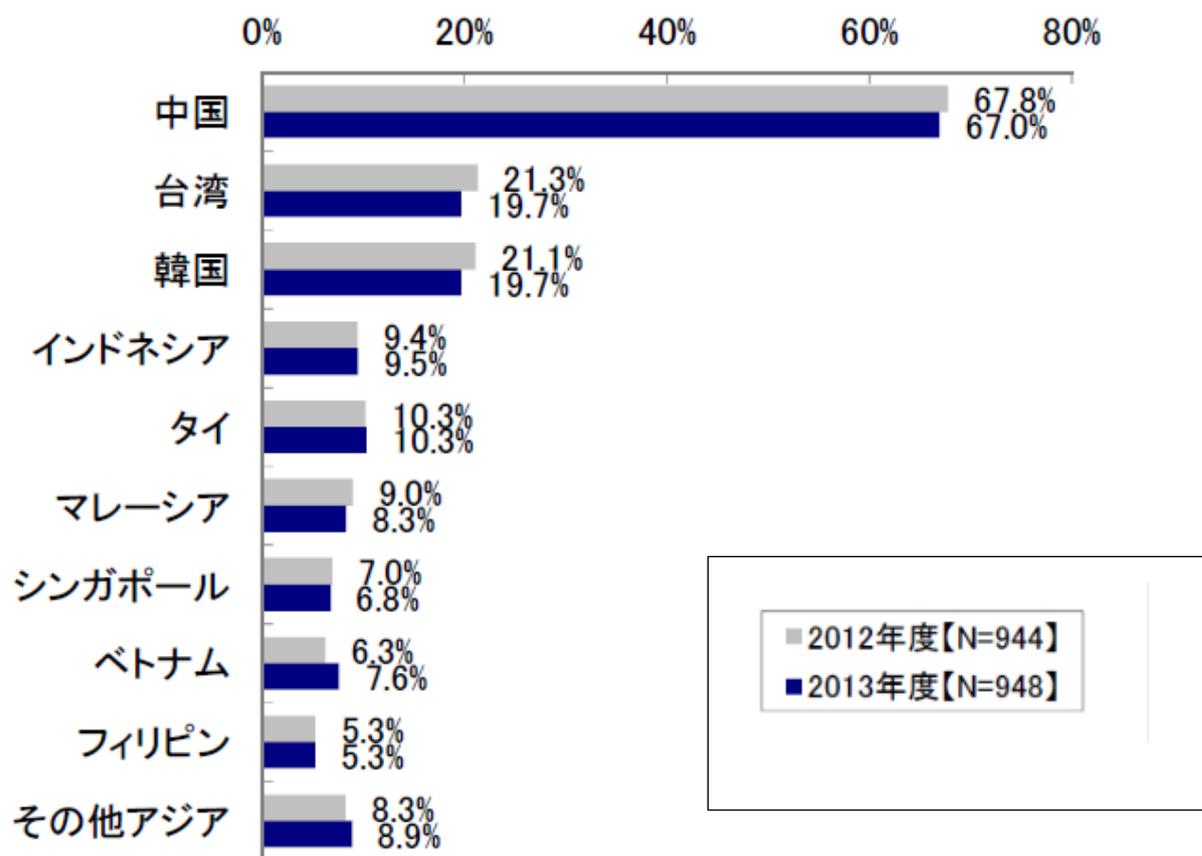
私の実感でも、タイ国内においては、日用品、工業製品を問わず日々模倣品を目にする機会が、日本より格段に多いと感じます。

模倣品の内容は、マジックやCD、さらにはベアリングといった工業製品に及び、パッケージング、商品表示も本物瓜二つのものが販売されているのを目にします。

ちなみに、日本の特許庁発行の「2014年度模倣被害調査報告書」によりますと、同調査に協力した企業のうち、実際に被害のあった全948社を国別比率で見た場合、アジア諸国では中国、台湾、韓国に次いでタイの比率が多くなっています。

模倣被害の国別割合【出典(特許庁)2014年度模倣被害調査報告書】

* アジア主要国のみ抜粋



特許や商標などの出願はタイ知的財産局が受理、審査をしますが、特に特許審査の遅延は、東南アジア諸国の中でも深刻であると、聞いたことがあります。

また、ジェットロ発行の「アセアン・インド・知財保護ハンドブック」によれば、タイの国内で生産される模倣品は、大小様々な企業が関与しており、大規模な業者については、最新機械や技術を使用して比較的高い品質で生産され、高額で販売されていることです。

また、タイへ輸入される模倣品は機械部品、電子部品等、高度な処理が要求されるものが多い等の特徴があるそうです。

そこで今回は、アセアンの中でも最も多くの愛知県企業が進出を果たし、先述の調査においても模倣被害の多いタイでの対策について、ジェットロ・バンコク事務所

知的財産部に日本弁理士会より派遣され、ASEAN10 カ国を対象に知的財産権に関する助言を行っている金森晃宏弁理士にお話を伺いました。

これを機会に、東南アジアでの海外展開を検討される場合には併せて、知的所有権の観点からも検討をされてはいかがでしょうか？

◇タイにおいて機械部品製造・販売を営む日系中小企業を想定して、以下のとおりQ&Aを展開します。

Q 1 : 愛知県からは多くの製造業がタイにおいて機械部品を製造・販売していますが、タイにおける模倣被害というのは具体的にどのような被害でしょうか？

A 1 : 模倣被害として多いのは、商標権侵害です。具体的には、第三者が自社の商標（ロゴマークなど）を勝手に使用して商品の販売等を行うケースが多いです。

ただ、近年では、商品のデザインを模倣する意匠権侵害や技術的な特徴を模倣する特許権侵害も増えてきています。

Q 2 : どのようにしたら上記のような模倣被害を防ぐことができるのでしょうか？

具体的にどの知的財産権をいつ取得することが効果的でしょうか？

A 2 : 模倣被害を完全に防ぐことは困難ですが、まずは特許、小特許（日本の実用新案に相当するものです）、意匠、商標などの知的財産権を取得することが必要です。

そもそも権利を取得しなければ、模倣品の製造や販売の差止め等を請求すること自体できません。

知的財産権を取得するには、タイの知的財産局に出願を行い、審査を受けますが、権利取得の要件として第三者よりも先に出願することが必要になります（先願主義）。したがって、上で紹介されている例のように、タイへの進出前に知的財産権の取得を目指す（少なくとも出願を行っておく）ことが効果的です。

Q 3 : 対策には費用と手間、期間はかかるのでしょうか？

知的財産権の取得には、案件によって異なりますが、翻訳費や代理人手数料等を含めて数十万円～百万円程度はかかります。

タイの場合、特許審査の遅延が問題となっており、以前ジェトロが行った

調査によると、特許権取得までに10年程度、小特許権取得までに1年程度、意匠権取得までに4年程度、商標権取得までに2年弱程度かかるといった結果が得られました。

特許権に関しては、日本国特許庁とタイ知的財産局との間で特許審査ハイウェイ（PPH）のパイロットプログラムが実施されており、PPHを利用することにより1年未満で権利取得できたケースもあると聞いております。

Q4： 権利に有効期限はありますか？

A4： 特許権は出願日から20年、小特許権は出願日から6年で2回にわたり2年間の延長が可能で最大10年、意匠権は出願日から10年間存続します。

こうした存続期間の経過後は、誰でも自由に発明等を利用できるようになります。

一方、商標権は登録日から10年間存続し、更新を申請することにより半永久的に存続させることが可能です。

Q5： まずは誰に相談をすればよいのでしょうか？

A5： 日本において、既にお付き合いのある法律事務所・特許事務所がありましたら、そちらに相談されることも一案ですが、ジェトロ・バンコク事務所知的財産部にもご相談をいただければと存じます。

以上です。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力していますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。